

半期報告書

(第14期中)

自 平成30年4月1日
至 平成30年9月30日

西日本高速道路株式会社

大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号

(E04374)

目次

【表紙】

第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	4
2 【事業等のリスク】	4
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
4 【経営上の重要な契約等】	9
5 【研究開発活動】	9
第3 【設備の状況】	10
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	10
2 【道路資産】	11
第4 【提出会社の状況】	14
1 【株式等の状況】	14
2 【株価の推移】	15
3 【役員の状況】	15
第5 【経理の状況】	16
1 【中間連結財務諸表等】	17
2 【中間財務諸表等】	42
第6 【提出会社の参考情報】	53
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	54
第1 【保証会社情報】	54
第2 【保証会社以外の会社の情報】	54
第3 【指数等の情報】	58

[中間監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成30年12月26日
【中間会計期間】	第14期中（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）
【会社名】	西日本高速道路株式会社
【英訳名】	West Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 酒井 和広
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
【電話番号】	06-6344-4000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 野口 和也
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
【電話番号】	06-6344-4000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 野口 和也
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第12期中	第13期中	第14期中	第12期	第13期
会計期間	自平成28年 4月1日 至平成28年 9月30日	自平成29年 4月1日 至平成29年 9月30日	自平成30年 4月1日 至平成30年 9月30日	自平成28年 4月1日 至平成29年 3月31日	自平成29年 4月1日 至平成30年 3月31日
営業収益 (百万円)	445,238	502,391	535,840	935,296	1,621,315
経常利益 (百万円)	23,690	14,628	14,485	11,419	7,390
親会社株主に帰属する 中間（当期）純利益 (百万円)	16,618	28,872	11,249	15,951	23,024
中間包括利益又は包括利益 (百万円)	20,598	31,491	12,481	23,024	19,199
純資産額 (百万円)	177,400	211,317	211,507	179,826	199,025
総資産額 (百万円)	1,240,274	1,535,931	1,151,515	1,438,542	1,170,650
1株当たり純資産額 (円)	1,865.45	2,222.53	2,224.38	1,891.16	2,093.11
1株当たり 中間（当期）純利益金額 (円)	174.93	303.92	118.42	167.91	242.37
潜在株式調整後1株当たり 中間（当期）純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	14.3	13.7	18.4	12.5	17.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△136,222	△48,103	△117,023	△183,432	423,861
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△20,152	△22,930	△21,839	△31,103	△41,018
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	116,738	86,824	96,150	250,249	△360,309
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高 (百万円)	130,012	221,156	185,186	205,365	227,895
従業員数 <外、平均臨時雇用者数> (人)	14,019 <3,415>	14,530 <3,569>	15,256 <3,706>	14,126 <3,435>	14,652 <3,609>

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれていません。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当中間連結会計期間の期首から適用しており、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっています。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

4. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は各期間の平均人員を<>で外書きしています。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第12期中	第13期中	第14期中	第12期	第13期
会計期間	自平成28年 4月1日 至平成28年 9月30日	自平成29年 4月1日 至平成29年 9月30日	自平成30年 4月1日 至平成30年 9月30日	自平成28年 4月1日 至平成29年 3月31日	自平成29年 4月1日 至平成30年 3月31日
営業収益 (百万円)	428,634	486,308	520,107	900,400	1,589,993
経常利益 (百万円)	24,268	16,629	14,073	7,440	3,370
中間(当期)純利益 (百万円)	18,053	31,533	11,374	13,644	21,169
資本金 (百万円)	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500
発行済株式総数 (千株)	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000
純資産額 (百万円)	162,639	189,768	190,772	158,235	179,398
総資産額 (百万円)	1,210,946	1,506,841	1,121,024	1,418,484	1,146,449
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	13.4	12.6	17.0	11.2	15.6
従業員数 (人)	2,415	2,453	2,499	2,387	2,431
<外、平均臨時雇用者数>	<272>	<285>	<298>	<273>	<288>

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれていません。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当中間会計期間の期首から適用しており、前中間会計期間及び前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっています。

3. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は各期間の平均人員を< >で外書きしています。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成30年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	14,022
受託事業	<2,101>
SA・PA事業	859
その他	<1,537>
全社（共通）	375 <68>
計	15,256 <3,706>

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は当中間連結会計期間の平均人員をく >で外書きしています。
2. 高速道路事業及び受託事業、サービスエリア・パーキングエリア（以下「SA・PA」といいます。）事業及びその他については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しています。
3. 全社（共通）には、特定のセグメントに区分できない経営企画、人事等の部署に所属している従業員数を記載しています。

(2) 提出会社の状況

平成30年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	2,074
受託事業	<225>
SA・PA事業	50
その他	<5>
全社（共通）	375 <68>
計	2,499 <298>

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は当中間会計期間の平均人員をく >で外書きしています。
2. 高速道路事業及び受託事業、SA・PA事業及びその他については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しています。
3. 全社（共通）には、特定のセグメントに区分できない経営企画、人事等の部署に所属している従業員数を記載しています。

(3) 労働組合の状況

提出会社の労使関係及び連結子会社の労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間連結会計期間において、当社グループの経営方針・経営戦略等に重要な変更はなく、また、新たに定めた経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標はありません。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。また、新たに生じた事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

2【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1. 経営成績等の状況の概要

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間におけるわが国の経済は、海外経済が着実な成長を続けるもとで、きわめて緩和的な金融環境や政府支出による下支えなどを背景に、潜在成長率を上回る成長を続けるとみられています。

このような事業環境のもと、当社グループが運営する高速道路事業においては、高速道路の通行台数は前年同期比1.9%増となり、料金収入は前年同期比1.4%増（393,714百万円）となりました。

高速道路事業以外の事業については、S A・P A事業を中心に展開しました。

その結果、当中間連結会計期間の営業収益は535,840百万円（前中間連結会計期間比6.7%増）、営業費用は523,114百万円（同7.1%増）、営業利益は12,725百万円（同7.6%減）、経常利益は14,485百万円（同1.0%減）、親会社株主に帰属する中間純利益は11,249百万円（同61.0%減）となりました。

各セグメントの概要は次のとおりです。

（高速道路事業）

高速道路事業においては、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）と平成18年3月31日に締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定（以下「全国路線網協定」といいます。）」及び「一般国道31号（広島呉道路）に関する協定」（その後の変更を含み、以下「協定」と総称します。）並びに道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行いました。

このうち、道路管理事業においては、平成30年4月1日に大阪府道路公社から堺泉北道路及び南阪奈道路が移管され、阪和自動車道との一元的管理に移行しました。同時に、近畿自動車道、阪和自動車道、西名阪自動車道、第二京阪道路及び京滋バイパスにおいて、出口でのETC対距離料金の案内を開始しました。

また、大阪府北部地震、平成30年7月豪雨及び台風21号に伴い、かつて経験のない広範囲に高速道路が損傷を受けましたが、本復旧に着手しました。引き続き全力で復旧作業に取り組んでまいります。

一方、道路建設事業においては、平成30年8月に、松山自動車道東温スマートインターチェンジ（仮称）及び九州自動車道味坂スマートインターチェンジ（仮称）が事業化されました。

また、平成30年8月5日に東九州自動車道別府湾スマートインターチェンジ（上り線）の供用を開始したほか、新名神高速道路の着実な整備や4車線化事業を推進するなど、高速道路ネットワークの形成・充実を図りました。

その結果、当中間連結会計期間の営業収益は512,979百万円（前中間連結会計期間比7.7%増）、営業費用は503,058百万円（同8.0%増）となり、営業利益は9,920百万円（同5.8%減）となりました。

（受託事業）

受託事業においては、高速道路の計画・建設・管理の各段階を通じ、これまで培ってきた技術力・ノウハウを活かして、国及び地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施しました。

その結果、当中間連結会計期間の営業収益は1,814百万円（前中間連結会計期間比61.4%減）、営業費用は1,738百万円（同63.8%減）となり、営業利益は75百万円（前中間連結会計期間は営業損失103百万円）となりました。

(SA・PA事業)

SA・PA事業においては、テナント各社と協力し、SA・PAを「くつろぎ、楽しさ、にぎわい」を実感していただける「お客さま満足施設」への変革を目指し、地域性や交通特性を踏まえた店づくり、エリア毎のお客さまニーズにあった品揃え等による店舗展開を実施しています。平成30年4月には古賀サービスエリア（下り線）をリニューアルオープンし、九州の特色を活かしたお食事や商品を取り揃え、楽しく快適にお食事・お買い物をお楽しみいただけるようになりました。

また、地域とともに発展するSA・PAを目指して、地域の魅力や特色を発信するイベントの実施や地域の観光PR等に使っていただけるスペースの提供、新鮮な地元の農作物の販売などを実施し、「地域に開かれたSA・PAづくり」に取り組みました。

その結果、当中間連結会計期間の営業収益は17,456百万円（前中間連結会計期間比1.7%増）、営業費用は14,876百万円（同3.7%増）となり、営業利益は2,580百万円（同8.1%減）となりました。

(その他)

その他においては、福岡市天神地区における駐車場事業、建設等のコンサルティング事業、一般自動車道事業、ウルトラファインパブル事業、広告事業、海外における高速道路事業、佐賀県鳥栖市及び熊本県熊本市の2ヶ所におけるトラックターミナル事業等を行っています。

当中間連結会計期間のその他全体としては、営業収益は4,264百万円（前中間連結会計期間比7.4%減）、営業費用は4,083百万円（同0.6%増）となり、営業利益は181百万円（同66.8%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の中間期末残高は、185,186百万円（前中間連結会計期間比16.3%減）となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により使用した資金は117,023百万円（前中間連結会計期間は48,103百万円）となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益14,378百万円に加え、減価償却費12,982百万円といった資金の獲得があったものの、仕入債務の減少額99,557百万円に加え、たな卸資産の増加額12,528百万円といった資金の使用によるものです。

なお、上記たな卸資産の増加額は、その大部分が特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであり、かかる資産は、中間連結貸借対照表の「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されます。なお、その建設資金には財務活動の結果得られた資金を充当しています。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は21,839百万円（前中間連結会計期間比4.8%減）となりました。これは主に、料金収受機械、ETC装置等の設備投資21,929百万円などの資金の使用によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は96,150百万円（前中間連結会計期間比10.7%増）となりました。これは主に、長期借入金の返済及び道路建設関係社債償還による資金の使用119,175百万円（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項による債務引受額119,175百万円を含みます。）があったものの、長期借入れ及び道路建設関係社債発行による資金の獲得215,903百万円によるものです。

なお、建設投資（仕掛道路資産）に係る有利子負債は、建設投資（仕掛道路資産）を機構に引き渡す際に同時に機構が債務を引き受けます。

(3) 生産、受注及び販売の実績

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を、金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の実績については、前記「1. 経営成績等の状況の概要」において各セグメントの業績に関連付けて記載しています。

2. 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について

① 高速道路事業の非営利性等について

高速道路事業においては、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）及び機構法の規定により機構と締結した協定並びに特措法の規定による事業許可に基づき、機構から道路資産を借受けた上、道路利用者より料金を徴収、かかる料金収入から機構への賃借料及び管理費用の支払いに充てています。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の徴収する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされています。なお、各連結会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合がありますが、機構との協定に基づき、賃借料の着実な支払いを行うことが重要であるとの認識から、将来の社会経済変動及び自然災害の発生により料金収入が変動した場合等を想定し、高速道路事業に係る利益を備えのために積み立てています。

また、高速道路事業においては、冬期における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いことから、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏季の好天や長期休暇が多いこと等に伴い、料金収入は上半期のほうがより多い傾向にあります。

② 機構による債務引受け等について

当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところですが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされています。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しています。

なお、高速道路にかかる道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の中間連結財務諸表又は中間財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取扱いは機構が行うこととなります。

また、日本道路公団の民営化に伴い当社、機構、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱が承継した日本道路公団の債務の一部について、当社と、機構、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱との間に、連帯債務関係が生じています（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）第16条）。

(2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されています。かかる中間連結財務諸表の作成に際しては、中間連結会計期間末における資産、負債及び中間連結会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積りを行う必要があります。当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っていますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社グループの中間連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項」の「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載していますが、特に以下の会計方針が、当社グループの中間連結財務諸表においては重要であると考えています。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社グループの中間連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しています。

なお、上記「(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について ② 機構による債務引受け等について」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの中間連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 完成工事高の計上基準

営業収益のうち、直轄高速道路事業収入及び受託業務収入等、当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

なお、営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を機構に引き渡した日に行っています。

③ ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。

④ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しています。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び長期期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

⑤ 固定資産の減損

当社グループは、多くの固定資産を保有しています。これら固定資産の回収可能価額については、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等多くの前提条件に基づき算出し、減損の要否を検討しています。

(3) 経営成績の分析

① 営業収益

当中間連結会計期間における高速道路事業の営業収益は、料金収入及び道路資産完成高が増加したこと等により512,979百万円（前中間連結会計期間比7.7%増）となりました。受託事業の営業収益については1,814百万円（同61.4%減）、SA・PA事業の営業収益は17,456百万円（同1.7%増）、その他の営業収益は4,264百万円（同7.4%減）となりました。以上により、当中間連結会計期間における営業収益合計は、535,840百万円（同6.7%増）となりました。

② 営業利益

当中間連結会計期間における高速道路事業の営業費用は、道路資産完成原価が増加したこと等により503,058百万円（前中間連結会計期間比8.0%増）となりました。受託事業の営業費用については1,738百万円（同63.8%減）、S A・P A事業の営業費用は14,876百万円（同3.7%増）、その他の営業費用は4,083百万円（同0.6%増）となりました。以上により、当中間連結会計期間における営業費用合計は、523,114百万円（同7.1%増）となりました。

その結果、当中間連結会計期間における営業利益は、12,725百万円（同7.6%減）となりました。その内訳は、高速道路事業の営業利益は9,920百万円（同5.8%減）、受託事業の営業利益は75百万円（前中間連結会計期間は営業損失103百万円）、S A・P A事業の営業利益は2,580百万円（前中間連結会計期間比8.1%減）、その他の営業利益は181百万円（同66.8%減）です。

③ 経常利益

当中間連結会計期間の営業外収益は、違約金収入497百万円等の計上により1,852百万円（前中間連結会計期間比94.8%増）となり、営業外費用は、支払補償費29百万円等の計上により92百万円（同0.9%減）となりました。

その結果、当中間連結会計期間の経常利益は、14,485百万円（同1.0%減）となりました。

④ 親会社株主に帰属する中間純利益

当中間連結会計期間の特別利益は、固定資産売却益14百万円の計上により14百万円（前中間連結会計期間比99.9%減）となり、特別損失は、固定資産売却損105百万円等の計上により121百万円（前中間連結会計期間は32百万円）となりました。

その結果、税金等調整前中間純利益は14,378百万円（前中間連結会計期間比65.5%減）となり、これから法人税等合計3,117百万円（同75.7%減）及び非支配株主に帰属する中間純利益11百万円（同1.7%増）を控除した親会社株主に帰属する中間純利益は、11,249百万円（同61.0%減）となりました。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

① キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの分析は、前記「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 1. 経営成績等の状況の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しています。

② 資金調達

資金調達は、高速道路料金の徴収等の営業活動のほか、道路建設関係社債（普通社債）の発行及び金融機関等からの長期借入れを通じて実施しました。

③ 資金需要と設備投資

今後の当社グループの主な資金需要は、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金です。資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しています。

4 【経営上の重要な契約等】

機構と締結する協定について

当社及び機構は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付で締結した協定のうち全国路線網協定について、松山自動車道東温スマートインターチェンジ他1箇所の手等手を反映し、平成30年8月6日付で当該協定を一部変更しました。

5 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動の重要テーマは、高速道路事業の使命である「100%の安全・安心の追求」、「高品質な道路の構築」、「点検の信頼性向上」及び「環境保全・創造」であり、高速道路ネットワークの機能を今後も永続的に活用していくために、少子高齢化や労働者不足、技能者の高齢化による技術力低下、地震や豪雨等の自然災害による被害、地球温暖化といった社会環境の変化、特定更新等工事に対応した技術開発に取り組んでおり、当中間連結会計期間の研究開発費の総額は、845百万円となりました。

なお、当社、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱の3社は、①3社共通の技術課題への対応、②集約による技術力の確保と向上、③人的資産を含む技術資産の活用を図るため、㈱高速道路総合技術研究所に3社の調査・研究及び技術開発に関する業務を委託しています。

(1) 高速道路事業に係る研究開発費は839百万円です。

(2) 受託事業、SA・PA事業及びその他に係る研究開発費は6百万円です。

第3【設備の状況】

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 主要な設備の状況

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した主要な設備の新設の計画について、以下のとおり変更しました。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完了後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社 山之口サービ スエリア 他	宮崎県都城 市 他	SA・PA 事業	営業用建物 等	611	13	自己資金	平成28年6月	平成32年12月	－
西日本高速道 路サービス・ ホールディン グス(株)	大阪市北区 他	SA・PA 事業	営業用シス テム等	650	0	自己資金	平成30年5月	平成31年9月	－

(注) 上記金額には消費税等は含まれていません。

2【道路資産】

(1) 主要な道路資産の状況

当社グループは、当中間連結会計期間において、高速自動車国道近畿自動車道等の新設、改築及び高速自動車国道中央自動車道西宮線などの修繕等を通じ総額126,059百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当中間連結会計期間において機構に帰属し借受道路資産として当社が借受けることとなった道路資産は、総額117,830百万円であり、その内訳は下記のとおりです。

路線・区間等		帰属時期（注1）	道路資産価額 （百万円） （注2）
一般国道26号 （堺泉北道路）	新設・改築 （大阪府堺市中区平井から大阪府高石市綾園まで）	平成30年4月	5,049
一般国道165号 （南阪奈道路）	新設・改築 （大阪府堺市美原区丹上から大阪府羽曳野市蔵之内まで）	平成30年4月	29,879
高速自動車国道 近畿自動車道敦賀線	新設・改築 （京都府綾部市上杉町から京都府舞鶴市字堀まで）	平成30年6月	7,753
高速自動車国道 四国横断自動車道阿南四万十線	新設・改築 （徳島県鳴門市撫養町木津から香川県高松市前田東町まで）	平成30年6月 平成30年9月	47,577
高速自動車国道 九州縦貫自動車道鹿児島線	新設・改築 （城南スマートインターチェンジ）	平成30年7月	44
高速自動車国道 九州横断自動車道長崎大分線	新設・改築 （別府湾スマートインターチェンジ（上り線））	平成30年8月	689
高速自動車国道 中央自動車道西宮線等	修繕	平成30年6月 平成30年9月	21,408
一般国道31号（広島呉道路）	修繕	平成30年6月	279
高速自動車国道 中央自動車道西宮線等	特定更新	平成30年6月 平成30年9月	5,051
高速自動車国道 中央自動車道西宮線等	災害復旧	平成30年6月	96
合計			117,830

（注）1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しています。

2. 道路資産価額には、建設中利息及び建設中一般管理費相当額を含み、消費税等は含まれていません。

主要な道路資産に係る当連結会計年度の年間賃借料（注）は、全国路線網が509,902百万円、一の路線が3,325百万円、合計513,228百万円となっています。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借受けている借受道路資産です。

（注）これらの賃借料は、全国路線網及び一の路線に対するものであり、全国路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。なお、賃借料には消費税等は含まれていません。

(2) 道路資産の建設、除却等の計画

前連結会計年度末に計画中であった当社グループの道路資産にかかる重要な建設計画について、当中間連結会計期間において下記のとおり追加・変更しました。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3)	着手 (注4)	完了 (注5)
高速自動車国道中央自動車道 西宮線	29,259	55 [16,385]	昭和62年3月	平成41年3月
高速自動車国道近畿自動車道 天理吹田線	88,456	12,249 [72,104]	平成12年1月	平成35年3月
高速自動車国道近畿自動車道 名古屋神戸線	1,733,337	234,041 [777,489]	平成5年12月	平成36年3月
高速自動車国道近畿自動車道 松原那智勝浦線	122,145	7,405 [85,278]	平成11年1月	平成33年12月
高速自動車国道近畿自動車道 敦賀線	66,190	5,801 [41,663]	昭和54年3月	平成33年3月
高速自動車国道中国縦貫自動車道	25,323	837 [22,833]	平成26年9月	平成32年3月
高速自動車国道山陽自動車道 吹田山口線	27,186	156 [24,323]	平成18年4月	平成38年3月
高速自動車国道中国横断自動車道 姫路鳥取線	68,839	22,109 [—]	平成18年4月	平成33年3月
高速自動車国道中国横断自動車道 尾道松江線	4,119	52 [1,904]	平成29年9月	平成34年6月
高速自動車国道山陰自動車道 鳥取益田線	51,137	377 [50,104]	平成26年9月	平成32年3月
高速自動車国道四国縦貫自動車道	4,758	546 [967]	平成26年9月	平成36年3月
高速自動車国道四国横断自動車道 阿南四万十線	287,791	87,040 [139,927]	平成6年1月	平成33年3月
高速自動車国道九州縦貫自動車道 鹿児島線	25,547	4,050 [13,158]	平成23年4月	平成36年3月
高速自動車国道九州横断自動車道 長崎大分線	54,210	23,340 [6,121]	昭和48年9月	平成38年3月
高速自動車国道東九州自動車道	354,961	15,518 [333,851]	平成10年1月	平成34年3月
高速自動車国道沖縄自動車道	1,438	63 [—]	平成26年9月	平成33年3月
一般国道1号(油小路線)	36,549	— [—]	平成31年3月	平成41年3月
一般国道1号(淀川左岸線延伸部)	81,104	37 [—]	平成29年4月	平成44年3月
一般国道2号(第二神明道路)	44,632	132 [—]	平成30年5月	平成37年3月
一般国道10号(延岡南道路)	2,381	41 [—]	平成30年5月	平成33年3月
一般国道10号(隼人道路)	27,861	41 [—]	平成30年5月	平成37年3月
一般国道24号 (京奈和自動車道(大和北道路))	146,090	59 [—]	平成30年5月	平成45年3月
一般国道42号(湯浅御坊道路)	90,272	24,591 [—]	平成25年7月	平成33年12月

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3)	着手 (注4)	完了 (注5)
一般国道163号(第二阪奈道路)	88,960	— [—]	平成31年3月	平成31年3月
一般国道497号 (西九州自動車道(佐世保道路))	111,121	133 [—]	平成30年5月	平成40年3月

- (注) 1. 協定に基づく高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しています。
2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税等を除いた金額を記載しています。なお、当該金額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれています。
3. 当中間連結会計期間末時点において既に機構に帰属した道路資産の額を[]で外書きしています。
4. 着手年度は路線のうち最も早い区間の着手年度を記載しています。なお、当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に着手した路線については、日本道路公団が着手した時期を記載しています。
5. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続きを経る必要があり、当該手続きを終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。なお、完了年度は路線のうち最も遅い区間の完了年度を記載しています。
6. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、高速道路の修繕に係る工事(特定更新等工事を除きます。)については、当連結会計年度以降最大で2,471,435百万円、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構から無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、当連結会計年度以降最大で57,614百万円、特定更新等工事については、当連結会計年度以降最大で1,168,871百万円と見込んでいます。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	380,000,000
計	380,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株） （平成30年9月30日）	提出日現在発行数（株） （平成30年12月26日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	95,000,000	95,000,000	非上場	完全議決権株式 であり、権利内 容に何ら限定の ない当社におけ る標準となる株 式です。単元株 式数は100株で す。
計	95,000,000	95,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 （株）	発行済株式 総数残高 （株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金 増減額 （百万円）	資本準備金 残高 （百万円）
平成30年4月1日～ 平成30年9月30日	—	95,000,000	—	47,500	—	47,500

(5)【大株主の状況】

平成30年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 （%）
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	95,000,000	100.00
計	—	95,000,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 95,000,000	950,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	95,000,000	—	—
総株主の議決権	—	950,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

3 【役員 of 状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しています。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けています。

なお、新日本有限責任監査法人は、平成30年7月1日をもって名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しています。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	113,932	95,223
高速道路事業営業未収入金	84,687	87,194
短期貸付金	5,026	3,014
有価証券	109,000	87,000
仕掛道路資産	518,249	526,383
その他	49,503	59,061
貸倒引当金	△14	△7
流動資産合計	880,385	857,869
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	119,341	121,952
減価償却累計額	△39,309	△41,155
減損損失累計額	△90	△90
建物及び構築物（純額）	79,941	80,706
機械装置及び運搬具	171,208	176,647
減価償却累計額	△96,746	△104,074
機械装置及び運搬具（純額）	74,462	72,573
土地	85,692	85,550
その他	34,612	37,024
減価償却累計額	△18,966	△20,226
その他（純額）	15,645	16,797
有形固定資産合計	255,742	255,627
無形固定資産		
投資その他の資産		
長期前払費用	2,528	2,493
退職給付に係る資産	641	860
その他	20,072	21,981
貸倒引当金	△225	△221
投資その他の資産合計	23,017	25,114
固定資産合計	289,215	292,499
繰延資産	1,049	1,146
資産合計	※1 1,170,650	※1 1,151,515

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	244,786	153,565
1年内返済予定の長期借入金	0	0
未払法人税等	1,315	5,753
受託業務前受金	2,775	3,751
前受金	13	47
賞与引当金	3,945	4,624
回数券払戻引当金	42	42
その他	77,084	33,601
流動負債合計	329,963	201,387
固定負債		
道路建設関係社債	※1 510,000	※1 600,000
道路建設関係長期借入金	29,004	36,024
長期借入金	78	78
役員退職慰労引当金	377	243
ETCマイレージサービス引当金	8,914	9,413
退職給付に係る負債	69,741	69,356
その他	23,544	23,503
固定負債合計	641,661	738,620
負債合計	971,625	940,007
純資産の部		
株主資本		
資本金	47,500	47,500
資本剰余金	55,497	55,497
利益剰余金	113,734	124,984
株主資本合計	216,731	227,981
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△32	△32
為替換算調整勘定	13	17
退職給付に係る調整累計額	△17,866	△16,651
その他の包括利益累計額合計	△17,886	△16,665
非支配株主持分	180	191
純資産合計	199,025	211,507
負債・純資産合計	1,170,650	1,151,515

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
営業収益	502,391	535,840
営業費用		
道路資産賃借料	275,727	277,765
高速道路等事業管理費及び売上原価	173,131	203,265
販売費及び一般管理費	※1 39,761	※1 42,083
営業費用合計	488,620	523,114
営業利益	13,770	12,725
営業外収益		
受取利息	12	10
受取配当金	12	15
負ののれん償却額	207	207
持分法による投資利益	43	333
土地物件貸付料	314	492
違約金収入	71	497
その他	288	295
営業外収益合計	951	1,852
営業外費用		
支払利息	30	23
支払補償費	0	29
損害賠償金	19	16
その他	44	24
営業外費用合計	93	92
経常利益	14,628	14,485
特別利益		
固定資産売却益	※2 9	※2 14
厚生年金基金代行返上益	27,129	—
その他	0	—
特別利益合計	27,139	14
特別損失		
固定資産売却損	※3 4	※3 105
固定資産除却損	※4 16	※4 13
解体撤去費用	9	—
その他	3	2
特別損失合計	32	121
税金等調整前中間純利益	41,734	14,378
法人税、住民税及び事業税	5,714	5,135
法人税等調整額	7,136	△2,018
法人税等合計	12,850	3,117
中間純利益	28,883	11,261
非支配株主に帰属する中間純利益	11	11
親会社株主に帰属する中間純利益	28,872	11,249

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
中間純利益	28,883	11,261
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△0	△1
為替換算調整勘定	△0	4
退職給付に係る調整額	2,596	1,205
持分法適用会社に対する持分相当額	12	10
その他の包括利益合計	2,607	1,220
中間包括利益	31,491	12,481
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	31,479	12,470
非支配株主に係る中間包括利益	11	11

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	47,500	55,497	90,709	193,706
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する 中間純利益			28,872	28,872
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	—	28,872	28,872
当中間期末残高	47,500	55,497	119,581	222,579

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	△17	17	△14,046	△14,046	165	179,826
当中間期変動額						
親会社株主に帰属する 中間純利益						28,872
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	0	△0	2,607	2,607	11	2,619
当中間期変動額合計	0	△0	2,607	2,607	11	31,491
当中間期末残高	△16	17	△11,439	△11,438	177	211,317

当中間連結会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	47,500	55,497	113,734	216,731
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する 中間純利益			11,249	11,249
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	—	11,249	11,249
当中間期末残高	47,500	55,497	124,984	227,981

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	△32	13	△17,866	△17,886	180	199,025
当中間期変動額						
親会社株主に帰属する 中間純利益						11,249
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	0	4	1,215	1,220	11	1,232
当中間期変動額合計	0	4	1,215	1,220	11	12,481
当中間期末残高	△32	17	△16,651	△16,665	191	211,507

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	41,734	14,378
減価償却費	11,778	12,982
負ののれん償却額	△207	△207
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	3	△10
賞与引当金の増減額 (△は減少)	733	679
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△28	△134
ETCマイレージサービス引当金の増減額 (△は減少)	518	498
退職給付に係る資産及び負債の増減額	△25,964	738
受取利息及び受取配当金	△24	△26
支払利息	1,674	1,256
固定資産売却損益 (△は益)	△5	90
固定資産除却損	458	199
売上債権の増減額 (△は増加)	9,234	2,389
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△93,387	△12,528
仕入債務の増減額 (△は減少)	10,569	△99,557
その他	△176	△36,368
小計	△43,087	△115,619
利息及び配当金の受取額	137	46
利息の支払額	△1,691	△1,409
法人税等の支払額	△3,571	△1,937
法人税等の還付額	108	1,897
営業活動によるキャッシュ・フロー	△48,103	△117,023
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△28	△28
定期預金の払戻による収入	28	28
有価証券の償還による収入	100	—
固定資産の取得による支出	△22,998	△21,929
固定資産の売却による収入	80	103
関係会社株式の取得による支出	△96	—
その他	△14	△13
投資活動によるキャッシュ・フロー	△22,930	△21,839
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額 (△は減少)	7,806	—
長期借入れによる収入	55,205	36,195
長期借入金の返済による支出	△95,346	△29,175
道路建設関係社債発行による収入	119,754	179,708
道路建設関係社債償還による支出	—	△90,000
その他	△594	△577
財務活動によるキャッシュ・フロー	86,824	96,150
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	2
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	15,791	△42,709
現金及び現金同等物の期首残高	205,365	227,895
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 221,156	※1 185,186

【中間連結キャッシュ・フロー計算書の欄外注記】

(注) 前中間連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローの長期借入金の返済による支出△95,346百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受けの額△95,346百万円が含まれています。

以上の債務引受けの主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フローのたな卸資産の増減額△93,387百万円には、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額86,700百万円が含まれています。

当中間連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローの道路建設関係社債償還による支出△90,000百万円及び長期借入金の返済による支出△29,175百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年度法律第100号）第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受けの額△90,000百万円及び△29,175百万円が含まれています。

以上の債務引受けの主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フローのたな卸資産の増減額△12,528百万円には、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額117,830百万円が含まれています。

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 26社

主要な連結子会社の名称
西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)

(2) 主要な非連結子会社の名称等

沖縄道路サービス(株)
(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためです。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社数 1社

会社名
沖縄道路サービス(株)

(2) 持分法適用の関連会社数 6社

主要な会社名
九州高速道路ターミナル(株)

(3) 持分法を適用していない関連会社(TSK(株))は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に与える影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間期の末日は、中間連結決算日と一致しています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券
時価のないもの

主として移動平均法による原価法によっています。

② たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法によっています。

仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。

なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。

商品・原材料及び貯蔵品

主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定額法、連結子会社は主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10～50年
構築物	10～45年
機械装置	5～10年

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しています。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員への賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しています。

③ 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しています。

⑤ ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額を費用処理しています。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度（一部の連結子会社は発生した連結会計年度）から費用処理しています。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

① 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

営業収益のうち、直轄高速道路事業営業収益及び受託事業営業収益等、当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

なお、営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っています。

② ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

なお、在外子会社の資産及び負債は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しています。

(8) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

(9) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当中間連結会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しています。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、流動資産の「その他」に表示していた繰延税金資産4,576百万円のうちの4,358百万円は、投資その他の資産の「その他」20,072百万円に含めて表示しています。

なお、同一の納税主体の「繰延税金資産」と「繰延税金負債」を相殺した影響により、総資産が217百万円減少しています。

(中間連結損益計算書)

前中間連結会計期間において、営業外収益の「その他」に含めていた「違約金収入」は、営業外収益の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、営業外収益の「その他」に表示していた360百万円は、「違約金収入」71百万円、「その他」288百万円として組替えています。

前中間連結会計期間において、営業外費用の「その他」に含めていた「支払補償費」は、営業外費用の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、営業外費用の「その他」に表示していた24百万円は、「支払補償費」0百万円、「その他」24百万円として組替えています。

前中間連結会計期間において、独立掲記していた営業外費用の「たな卸資産処分損」は、営業外費用の100分の10以下となったため、当中間連結会計期間より「その他」に含めて表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、営業外費用の「たな卸資産処分損」に表示していた19百万円は、「その他」として組替えています。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債の担保に供しています。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
道路建設関係社債	510,000百万円 (額面額 510,000百万円)	600,000百万円 (額面額 600,000百万円)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債	353,400	423,400

2 偶発債務

以下の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	511,000百万円	511,000百万円
中日本高速道路株式会社	7	7
計	511,007	511,007

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した、民営化以降当社が調達した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した以下の金額について、連帯して債務を負っています。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	1,185,315百万円	1,283,900百万円

3 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行等4金融機関と当座貸越契約を締結しています。これら契約に基づく当中間連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
当座貸越極度額	140,000百万円	140,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	140,000	140,000

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
給与手当	5,332百万円	5,731百万円
賞与引当金繰入額	768	796
役員退職慰労引当金繰入額	58	58
E T Cマイレージサービス引当 金繰入額	9,663	9,413
退職給付費用	1,018	1,136
利用促進費	14,923	14,849

※2 固定資産売却益の内訳は次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
建物及び構築物	一百万円	2百万円
機械装置及び運搬具	4	6
土地	4	6
その他	0	0
計	9	14

※3 固定資産売却損の内訳は次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
機械装置及び運搬具	4百万円	1百万円
土地	—	101
その他	—	1
計	4	105

※4 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
建物及び構築物	15百万円	1百万円
機械装置及び運搬具	0	0
その他	0	2
無形固定資産	0	9
計	16	13

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (株)	当中間連結会計期間 末株式数 (株)
普通株式	95,000,000	—	—	95,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (株)	当中間連結会計期間 末株式数 (株)
普通株式	95,000,000	—	—	95,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
現金及び預金勘定	157,193百万円	95,223百万円
契約期間3ヶ月以内の売戻条件付 現先 (短期貸付金勘定)	3,000	3,000
預入期間3ヶ月以内の譲渡性預金 (有価証券勘定)	61,000	87,000
計	221,193	185,223
預入期間3ヶ月超の定期預金 (現 金及び預金勘定)	△36	△36
現金及び現金同等物	221,156	185,186

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引 (借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 道路資産の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
1年内	466,337百万円	505,785百万円
1年超	17,710,458	17,405,876
合計	18,176,796	17,911,662

(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適切かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入－加算基準額)が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額－実績料金収入)が減算されます。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
1年内	440百万円	420百万円
1年超	959	908
合計	1,400	1,329

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません（(注)2. 参照）。

前連結会計年度（平成30年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	113,932	113,932	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*)	84,687 △14		
	84,673	84,673	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	109,000	109,000	—
資産計	307,605	307,605	—
(1) 高速道路事業営業未払金	244,786	244,786	—
(2) 1年内返済予定の長期借入金	0	0	0
(3) 道路建設関係社債	510,000	519,646	9,646
(4) 道路建設関係長期借入金	29,004	29,046	42
(5) 長期借入金	78	103	24
負債計	783,870	793,583	9,713

(*) 高速道路事業営業未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

当中間連結会計期間（平成30年9月30日）

	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	95,223	95,223	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*)	87,194 △7		
	87,186	87,186	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	87,000	87,000	—
資産計	269,410	269,410	—
(1) 高速道路事業営業未払金	153,565	153,565	—
(2) 1年内返済予定の長期借入金	0	0	0
(3) 道路建設関係社債	600,000	607,780	7,780
(4) 道路建設関係長期借入金	36,024	36,022	△2
(5) 長期借入金	78	100	21
負債計	789,669	797,469	7,800

(*) 高速道路事業営業未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 高速道路事業営業未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、譲渡性預金はすべて短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負 債

(1) 高速道路事業営業未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(2) 1年内返済予定の長期借入金、(4) 道路建設関係長期借入金、(5) 長期借入金

固定金利による長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて計算する方法によっています。

変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 道路建設関係社債

社債の時価は市場価格によっています。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
非上場株式	4,866	5,207

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度 (平成30年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	109,000	109,000	—
	小計	109,000	109,000	—
合計		109,000	109,000	—

当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	87,000	87,000	—
	小計	87,000	87,000	—
合計		87,000	87,000	—

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度 (平成30年3月31日)

重要なデリバティブ取引はありません。

当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)

重要なデリバティブ取引はありません。

(企業結合等関係)

当中間連結会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価に、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められないため、記載を省略しています。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは「高速道路事業」、「受託事業」、「SA・PA事業」の3つを報告セグメントとして事業を展開しています。「高速道路事業」は、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っています。「受託事業」は、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業を行っています。「SA・PA事業」は高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等を行っています。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、たな卸資産の評価基準を除き、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一です。

たな卸資産の評価については、収益性の低下に基づく簿価切下げ前の価額で評価しています。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値です。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいています。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	高速道路 事業	受託 事業	SA・PA 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	476,479	4,698	17,113	498,291	4,100	502,391	—	502,391
セグメント間の 内部売上高又は振替高	15	—	45	61	503	564	△564	—
計	476,494	4,698	17,159	498,352	4,604	502,956	△564	502,391
セグメント利益又は 損失(△)	10,528	△103	2,807	13,232	546	13,778	△7	13,770
セグメント資産	1,150,681	9,344	116,230	1,276,256	15,004	1,291,260	244,670	1,535,931
その他の項目								
減価償却費	9,020	0	1,018	10,038	264	10,303	1,474	11,778
持分法適用会社への 投資額	2,150	—	933	3,083	830	3,914	—	3,914
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	9,953	—	1,312	11,266	171	11,437	1,707	13,145

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、駐車場事業、トラックターミナル事業及びコンサルティング事業等を含んでいます。

2. 調整額は以下のとおりです。

- (1) セグメント利益又は損失(△)の調整額は、セグメント間取引消去です。
- (2) セグメント資産の調整額244,670百万円には、債権の相殺消去△19,241百万円、全社資産263,912百万円が含まれています。
- (3) 減価償却費の調整額1,474百万円は、全社資産の減価償却費です。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,707百万円は、全社資産の増加額です。

3. セグメント利益又は損失(△)は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っています。

当中間連結会計期間(自平成30年4月1日至平成30年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	高速道路 事業	受託 事業	S A ・ P A 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	512,963	1,814	17,440	532,218	3,621	535,840	—	535,840
セグメント間の 内部売上高又は振替高	15	—	16	32	642	674	△674	—
計	512,979	1,814	17,456	532,250	4,264	536,515	△674	535,840
セグメント利益又は 損失(△)	9,920	75	2,580	12,576	181	12,758	△32	12,725
セグメント資産	788,948	7,032	119,225	915,206	15,445	930,651	220,863	1,151,515
その他の項目								
減価償却費	10,145	0	1,075	11,221	281	11,502	1,479	12,982
持分法適用会社への 投資額	2,704	—	930	3,634	1,269	4,904	—	4,904
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	11,064	—	2,165	13,230	161	13,391	1,789	15,181

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、駐車場事業、トラックターミナル事業及びコンサルティング事業等を含んでいます。

2. 調整額は以下のとおりです。

- (1) セグメント利益又は損失(△)の調整額は、セグメント間取引消去です。
- (2) セグメント資産の調整額220,863百万円には、債権の相殺消去△21,065百万円、全社資産241,929百万円が含まれています。
- (3) 減価償却費の調整額1,479百万円は、全社資産の減価償却費です。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,789百万円は、全社資産の増加額です。

3. セグメント利益又は損失(△)は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っています。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

前中間連結会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：百万円）

	料金収入	道路完成高	その他	合計
外部顧客への売上高	388,202	86,700	27,488	502,391

当中間連結会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

（単位：百万円）

	料金収入	道路完成高	その他	合計
外部顧客への売上高	393,714	117,830	24,295	535,840

2. 地域ごとの情報

前中間連結会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

当中間連結会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

前中間連結会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	86,700	高速道路事業

当中間連結会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	117,830	高速道路事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）
重要性が乏しいため、記載を省略しています。

当中間連結会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）
重要性が乏しいため、記載を省略しています。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：百万円）

	高速道路事業	合計
当中間期償却額	7	7
当中間期末残高	206	206

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合等により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

	高速道路事業	合計
当中間期償却額	207	207
当中間期末残高	4,240	4,240

当中間連結会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

（単位：百万円）

	高速道路事業	合計
当中間期償却額	7	7
当中間期末残高	192	192

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合等により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

	高速道路事業	合計
当中間期償却額	207	207
当中間期末残高	3,824	3,824

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）
該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	303.92円	118.42円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益金額(百万円)	28,872	11,249
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益金額(百万円)	28,872	11,249
普通株式の期中平均株式数(千株)	95,000	95,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
1株当たり純資産額	2,093.11円	2,224.38円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	199,025	211,507
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	180	191
(うち非支配株主持分)(百万円)	(180)	(191)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(百万円)	198,845	211,315
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(千株)	95,000	95,000

(重要な後発事象)

多額な社債の発行

当社は、平成30年3月22日開催の取締役会の決議（社債400,000百万円以内）に基づき、平成30年10月1日以降、下記の条件にて社債を発行しました。

区分	西日本高速道路株式会社第44回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）
発行総額	50,000百万円
利率	年0.001パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	各社債の金額100円につき100円00銭1厘
払込期日	平成30年10月18日
償還期日	平成32年9月18日
担保	一般担保
用途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

区分	西日本高速道路株式会社第45回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）
発行総額	50,000百万円
利率	年0.070パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	各社債の金額100円につき100円
払込期日	平成30年10月18日
償還期日	平成35年9月20日
担保	一般担保
用途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	109,133	91,830
高速道路事業営業未収入金	84,687	87,194
リース投資資産（純額）	121	116
有価証券	109,000	87,000
仕掛道路資産	521,814	530,043
原材料及び貯蔵品	2,097	2,146
その他	51,118	※4 51,504
貸倒引当金	△14	△6
流動資産合計	877,960	849,828
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
機械及び装置（純額）	63,864	63,414
その他（純額）	59,988	60,948
有形固定資産合計	123,852	124,362
無形固定資産	4,879	5,264
高速道路事業固定資産合計	128,732	129,627
関連事業固定資産		
有形固定資産		
土地	67,454	67,331
その他（純額）	24,254	24,767
有形固定資産合計	91,709	92,099
無形固定資産	242	232
関連事業固定資産合計	91,951	92,331
各事業共用固定資産		
有形固定資産	24,401	23,751
無形固定資産	4,068	4,882
各事業共用固定資産合計	28,470	28,633
その他の固定資産		
有形固定資産	393	393
その他の固定資産合計	393	393
投資その他の資産		
投資その他の資産	※3 18,095	※3 19,260
貸倒引当金	△202	△198
投資その他の資産合計	17,892	19,062
固定資産合計	267,440	270,049
繰延資産	1,049	1,146
資産合計	※1 1,146,449	※1 1,121,024

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	272,628	165,533
1年以内返済予定長期借入金	0	0
リース債務	299	252
未払法人税等	—	4,703
賞与引当金	1,176	1,180
回数券払戻引当金	42	42
その他	84,969	52,445
流動負債合計	359,116	224,158
固定負債		
道路建設関係社債	※1 510,000	※1 600,000
道路建設関係長期借入金	29,004	36,024
その他の長期借入金	8	8
リース債務	3,160	3,235
退職給付引当金	45,623	46,089
役員退職慰労引当金	77	39
ETCマイレージサービス引当金	8,914	9,413
資産除去債務	155	157
その他	10,991	11,125
固定負債合計	607,935	706,093
負債合計	967,051	930,252
純資産の部		
株主資本		
資本金	47,500	47,500
資本剰余金		
資本準備金	47,500	47,500
その他資本剰余金	7,997	7,997
資本剰余金合計	55,497	55,497
利益剰余金		
その他利益剰余金		
跨道橋耐震対策積立金	4,000	4,000
安全対策・サービス高度化積立金	—	25,176
別途積立金	15,999	13,792
繰越利益剰余金	56,424	44,829
利益剰余金合計	76,424	87,798
株主資本合計	179,421	190,796
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△23	△24
評価・換算差額等合計	△23	△24
純資産合計	179,398	190,772
負債・純資産合計	1,146,449	1,121,024

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
高速道路事業営業損益		
営業収益	475,604	512,207
営業費用	464,441	502,174
高速道路事業営業利益	11,163	10,033
関連事業営業損益		
営業収益		
直轄高速道路事業収入	553	118
受託業務収入	4,144	1,695
SA・PA事業収入	5,251	5,341
その他の事業収入	753	743
営業収益合計	10,703	7,899
営業費用		
直轄高速道路事業費	571	28
受託業務費用	4,234	1,711
SA・PA事業費	4,029	4,480
その他の事業費用	667	684
営業費用合計	9,502	6,905
関連事業営業利益	1,201	994
全事業営業利益	12,364	11,027
営業外収益	※1 4,310	※1 3,104
営業外費用	※2 45	※2 58
経常利益	16,629	14,073
特別利益	※3 27,138	※3 12
特別損失	※4 4	※4 101
税引前中間純利益	43,763	13,984
法人税、住民税及び事業税	4,649	4,170
法人税等調整額	7,580	△1,560
法人税等合計	12,229	2,610
中間純利益	31,533	11,374

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	47,500	47,500	7,997	55,497
当中間期変動額				
跨道橋耐震対策積立金の積立				
安全対策・サービス高度化積立金の積立				
別途積立金の取崩				
中間純利益				
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	—	—	—
当中間期末残高	47,500	47,500	7,997	55,497

	株主資本					株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計	
	利益剰余金						利益剰余金合計	その他有価証券評価差額金		評価・換算差額等合計
	その他利益剰余金				利益剰余金合計					
	跨道橋耐震対策積立金	安全対策・サービス高度化積立金	別途積立金	繰越利益剰余金						
当期首残高	—	—	18,210	37,043	55,254	158,251	△15	△15	158,235	
当中間期変動額										
跨道橋耐震対策積立金の積立	4,000			△4,000	—	—			—	
安全対策・サービス高度化積立金の積立					—	—			—	
別途積立金の取崩			△2,210	2,210	—	—			—	
中間純利益				31,533	31,533	31,533			31,533	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）							△1	△1	△1	
当中間期変動額合計	4,000	—	△2,210	29,744	31,533	31,533	△1	△1	31,532	
当中間期末残高	4,000	—	15,999	66,788	86,788	189,785	△16	△16	189,768	

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	47,500	47,500	7,997	55,497
当中間期変動額				
跨道橋耐震対策積立金の積立				
安全対策・サービス高度化積立金の積立				
別途積立金の取崩				
中間純利益				
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	－	－	－	－
当中間期末残高	47,500	47,500	7,997	55,497

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計	
	利益剰余金					株主資本合計	その他有価証券評価差額金		評価・換算差額等合計
	その他利益剰余金				利益剰余金合計				
	跨道橋耐震対策積立金	安全対策・サービス高度化積立金	別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	4,000	－	15,999	56,424	76,424	179,421	△23	△23	179,398
当中間期変動額									
跨道橋耐震対策積立金の積立					－	－			－
安全対策・サービス高度化積立金の積立		25,176		△25,176	－	－			－
別途積立金の取崩			△2,207	2,207	－	－			－
中間純利益				11,374	11,374	11,374			11,374
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）							△1	△1	△1
当中間期変動額合計	－	25,176	△2,207	△11,594	11,374	11,374	△1	△1	11,373
当中間期末残高	4,000	25,176	13,792	44,829	87,798	190,796	△24	△24	190,772

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっています。
- ② その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法によっています。

(2) たな卸資産

① 仕掛道路資産

個別法による原価法によっています。

仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。

なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。

② 原材料及び貯蔵品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10～50年
構築物	10～45年
機械及び装置	5～10年

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しています。

(3) 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しています。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しています。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

(5) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しています。

(6) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

直轄高速道路事業収入及び受託業務収入等、当中間会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

なお、高速道路事業営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っています。

(2) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(2) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しています。

(3) 退職給付に係る会計処理

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の中間貸借対照表における取扱いが、中間連結貸借対照表と異なります。

(表示方法の変更)

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しています。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、流動資産の「繰延税金資産」2,150百万円及び固定負債の「繰延税金負債」10百万円は、固定資産の「投資その他の資産」18,095百万円に含めて表示しています。

なお、「繰延税金資産」と「繰延税金負債」を相殺した影響により、総資産が10百万円減少しています。

(中間貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債の担保に供しています。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
道路建設関係社債	510,000百万円 (額面額 510,000百万円)	600,000百万円 (額面額 600,000百万円)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債	353,400	423,400

2 偶発債務

以下の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	511,000百万円	511,000百万円
中日本高速道路株式会社	7	7
計	511,007	511,007

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した、民営化以降当社が調達した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した以下の金額について、連帯して債務を負っています。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	1,185,315百万円	1,283,900百万円

※3 関門トンネル事業履行義務

日本道路公団等民営化関係法施行法第13条第4項第2号の定めにより日本道路公団から引き継いだ関門トンネル事業について、道路整備特別措置法施行令第3条の規定により当該事業の料金徴収総額と維持及び修繕に要する費用等の合算額が見合うことから、当中間会計期間末時点における国に対する履行義務の前払い又は国に負う未履行の義務に相当する額を計上しています。なお、当中間会計期間末においては、国に対する履行義務の前払いとして、2,802百万円を投資その他の資産に含めて計上しています。

※4 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動資産の「その他」に含めて表示しています。

5 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行等4金融機関と当座貸越契約を締結しています。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりです。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
当座貸越極度額	140,000百万円	140,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	140,000	140,000

(中間損益計算書関係)

※1 営業外収益のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
受取利息	4百万円	5百万円
有価証券利息	10	9
受取配当金	3,759	2,118
土地物件貸付料	262	261
違約金収入	71	497

※2 営業外費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
支払利息	1百万円	1百万円
支払補償費	0	29
損害賠償金	10	16
たな卸資産処分損	19	0

※3 特別利益のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
固定資産売却益 (機械及び装置)	0	2
固定資産売却益 (車両運搬具)	4	3
固定資産売却益 (土地)	4	6
厚生年金基金代行返上益	27,129	—

※4 特別損失のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
固定資産売却損 (車両運搬具)	4	—
固定資産売却損 (工具、器具及び備品)	—	0
固定資産売却損 (土地)	—	101

5 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
有形固定資産	9,204百万円	10,250百万円
無形固定資産	1,271	1,363

(有価証券関係)

前事業年度 (平成30年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式 (貸借対照表計上額 子会社株式4,333百万円、関連会社株式2,326百万円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

当中間会計期間 (平成30年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式 (中間貸借対照表計上額 子会社株式4,333百万円、関連会社株式2,326百万円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

(企業結合等関係)

当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

多額な社債の発行

当社は、平成30年3月22日開催の取締役会の決議 (社債400,000百万円以内) に基づき、平成30年10月1日以降、下記の条件にて社債を発行しました。

区分	西日本高速道路株式会社第44回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)
発行総額	50,000百万円
利率	年0.001パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	各社債の金額100円につき100円00銭1厘
払込期日	平成30年10月18日
償還期日	平成32年9月18日
担保	一般担保
用途	高速道路株式会社法 (平成16年法律第99号) 第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

区分	西日本高速道路株式会社第45回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)
発行総額	50,000百万円
利率	年0.070パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	各社債の金額100円につき100円
払込期日	平成30年10月18日
償還期日	平成35年9月20日
担保	一般担保
用途	高速道路株式会社法 (平成16年法律第99号) 第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第13期）（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）平成30年6月27日近畿財務局長に提出。

- (2) 有価証券報告書の訂正報告書
平成30年8月7日近畿財務局長に提出。
事業年度（第13期）（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書です。

- (3) 訂正発行登録書(普通社債)
平成30年1月10日提出の発行登録書(普通社債)に係る訂正発行登録書を、平成30年8月7日近畿財務局長に提出。

- (4) 発行登録追補書類(普通社債)及びその添付書類
平成30年5月15日、平成30年8月23日及び平成30年10月12日近畿財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

下表に記載する社債（いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（以下「各社債」といいます。）には保証は付されていません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされています。各社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が各社債に係る債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなるため、機構に係る情報の開示を行うものです。

- (注) 1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

<対象となる社債>

半期報告書提出日現在

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名
西日本高速道路株式会社第18回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成25年5月20日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第19回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成25年9月5日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第20回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成25年11月13日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第21回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成26年2月13日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第22回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成26年5月19日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第23回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成26年9月3日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第24回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成26年11月18日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第25回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成27年2月10日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第26回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成27年5月21日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第27回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成27年9月2日	30,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第28回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成27年11月5日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第29回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年2月12日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第30回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年5月23日	35,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第31回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年8月29日	60,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第32回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年10月19日	40,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第33回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年12月14日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第34回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成29年2月16日	25,000	非上場・非登録

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名
西日本高速道路株式会社第2回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳的債務引受条項付及び 分割制限付少人数私募)	平成30年3月2日	20,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第41回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成30年5月21日	40,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第43回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成30年8月29日	50,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第44回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成30年10月18日	50,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第45回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成30年10月18日	50,000	非上場・非登録

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対する係る資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成30年9月30日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
子会社及び関連会社はありません。
- ④ 役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くとされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成30年9月30日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、現任の役員の任期は、以下のとおりです。
理事長・・・平成34年3月31日まで（中期目標の期間の末日まで）
理事・・・平成31年9月30日まで（2年）
監事・・・平成33年度の財務諸表承認日まで（中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで）
- ⑤ 資本金及び資本構成 平成30年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	5,637,664百万円
政府出資金	4,101,908百万円
地方公共団体出資金	1,535,756百万円
II 資本剰余金	841,603百万円
資本剰余金	228百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
損益外除売却差額相当額	△54百万円
損益外減価償却累計額	△7,441百万円
損益外減損損失累計額	△2,061百万円
III 利益剰余金	5,769,409百万円
純資産合計	12,248,677百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
- (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
 - (ii) 承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
 - (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
 - (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
 - (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vi) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路のうち当該高速道路と道路(高速道路を除きます。)とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vii) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (viii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
 - (ix) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
 - (x) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和56年法律第72号)に規定する業務
 - (xi) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
 - (xii) 上記(xi)の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務
- (c) 事業に係る関係法令
機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりです。
- (i) 機構法
 - (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令(平成17年政令第202号)
 - (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令(平成17年国土交通省令第64号)
 - (iv) 通則法
 - (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)
 - (vi) 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより平成77年9月30日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められておりましたが、平成27年7月に国土交通省が、機構及び高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検」をとりまとめております。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

西日本高速道路株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 守谷 義広 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、西日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成30年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

西日本高速道路株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 守谷 義広 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、西日本高速道路株式会社の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

